## 【育児休業で申込みの方】

17

育児休業から復職予定で入園決定した場合、入園月の末日までに元の勤務先に復職してください。復職後に就労証明書を再度提出していただき、復職の確認を行います。なお、申込内容と異なる就労(転職や雇用形態・就労時間の変更等)は認められません。就労内容に変更があった場合は、入園決定の取り消しまたは保育の実施を解除となります。

保育料等に関する確認事項								
18	保育料等(副食費等を含む)は 1 か月単位です。登園状況に関わらず、1 か月分の保育料等がかかります。毎月の保育料等は納期限までに必ず納入してください。 また、入園日以降に入園辞退する場合も 1 ヶ月の保育料等がかかります。							
19	保育料等が滞納となった場合、自宅・在籍園・勤務先等に、電話や訪問による催告、児童手当からの充当、また財産の 差押を行うことがあります。また、保育料等の収納情報を必要に応じて保育施設に提供します。							
20	保育料等は父母の市民税額により算定します。父母共に非課税の場合、同居している祖父母のうち市民税額の高い方 を算定の対象とします。							
21	保育料等は世帯の市民税額により算定するため、離婚しても児童と同居している場合や、別居しても戸籍上離婚して いない場合(特別な事情を除く)は、父母の市民税額を合算し保育料等を算定します。							

※1) 認定…子どものための教育・保育給付認定(2,3号) および子育てのための施設等利用給付認定(新2,3号) のこと ※2) 保育の実施を解除…2,3号認定については退園もしくは1号への認定変更、新2,3号については認定の取り消しのこと

## 栃木市長 あて

上記の確認事項について同意します。

令和 5年 9月 10日

保護者名 栃木 市郎 児 童 名 栃木 とち介

## 【祖父母の状況】(参考資料:新規入園申請以外の方はご記入ください)

		氏	名	年齢	同居・別居の別	住所(別居の場合)	職業等	健康状況
父方	祖父			歳	□同居 □別居 □死亡 □所在不明			□健康 □病弱 □障がい
	祖母			歳	□同居 □別居 □死亡 □所在不明			□健康 □病弱 □障がい
母方	祖父			歳	□同居 □別居 □死亡 □所在不明			□健康 □病弱 □障がい
	祖母			歳	□同居 □別居 □死亡 □所在不明			□健康 □病弱 □障がい